



平成25年12月26日

各建設業者団体の長様

広島県土木局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
建設産業課

下請契約及び下請代金支払の適正化及び消費税転嫁対策特別措置法の
遵守の徹底等について（依頼）

広島県の建設行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについては、かねてから元請業者に対する指導をお願いしていますが、資金需要の増大が予想される冬期には、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請業者に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要です。

また、依然として元請下請間において見積条件の不明確さ、書面による契約の締結前の工事着手、不当に低い請負代金による契約の締結の要求、指値発注による不適切な下請取引、赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、下請業者の負担による追加工事等の片務性が存在すると指摘されており、より一層の法令遵守の徹底が求められています。

国土交通省においても、「建設業法令遵守推進本部」の設置、「駆け込みホットライン」の開設、「建設業法令遵守ガイドライン」の策定及び「建設業取引適正化センター」の設置等、元請下請関係の適正化の推進に努め、更に昨年度から社会保険未加入問題対策にも積極的に取り組んでいるところです。加えて、平成25年度公共工事設計労務単価の大幅な上昇を踏まえ、技能労働者の適切な賃金水準確保を円滑化するため、「新労務単価フォローアップ相談ダイヤル」が開設されました。

一方、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成25年10月1日に施行されました。消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置等が講じられており、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、元請負人及び下請負人それぞれが消費税転嫁対策特別措置法を遵守する必要があります。また、消費税

転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合であっても、消費税率の引き上げに際して、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払が行われるためには、建設業法を遵守する必要があります。

ついては、貴団体におかれましても、会員の建設業者に対し、この通知内容を周知し指導してくださるようお願いいたします。

担当 建設業グループ

電話 (082)513-3822 (ダイヤルイン)

(担当者 藤木)